

報告第 2 号

令和 7 年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

特 別 会 計 の 名 称	資金不足比率（％）
階上町下水道事業会計	—

備考

資金不足比率がない場合は、「—」と記載している。

◇ ————— ◇

提案理由

令和 7 年度の資金不足比率について報告するものである。

（参考）

▽地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

令和7年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和7年度 下水道事業資金不足比率
- (2) 審査の期日 令和8年8月3日
- (3) 審査の場所 階上町役場
- (4) 審査の方法

下水道事業に係る資金不足比率審査は、町長より提出された令和7年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

(単位：％)

資金不足比率	経営健全化基準	備 考
— (資金不足額なし)	20.00	

注 「—」は、資金不足比率が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。